

新旧対照表

○使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>別表第二（第四条第一項） 一～四十六 略 四十七 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 一般旅券の発給手数料 ロ 一般旅券の渡航先追加手数料 （削る。） 四十八～百三十三 略</p>	<p>別表第二（第四条第一項） 一～四十六 略 四十七 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 一般旅券の発給手数料 ロ 一般旅券の渡航先追加手数料 ハ 一般旅券の査証欄増補手数料 四十八～百三十三 略</p>